

船舶事故調査報告書

令和7年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和6年6月12日 12時ごろ（医師による死亡推定時刻）
発生場所	不明（大分県国東市種田漁港西方沖）
事故の概要	漁船第2徳丸は、潜水器漁業に従事中、船長が溺死した。
事故調査の経過	令和6年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 第2徳丸、1.38トン OT3-27424（漁船登録番号）、個人所有 6.25（Lr）m×1.53m×0.66m、FRP ガソリン機関（船外機）、29.4kW、昭和56年12月28日 第294-26500号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 本船</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月30日 免許証交付日 令和3年3月18日 （令和8年4月10日まで有効）</p>
死傷者等	死亡 1人（船長）

損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m、潮汐 高潮時、月齢 5.1（小潮）、水温 約21℃</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、潜水器漁業の目的で、令和6年6月12日08時00分ごろ、漁場に向けて僚船Aと共に国東市国東港伊美地区の定係地（以下「定係地」という。）を出航した。</p> <p>僚船Aの乗組員は、国東市飛見埼南東方の漁場で操業中、09時00分ごろ本船が同漁場付近で操業を開始し、09時30分ごろ操業を終えて国東市柱埼北方沖を東進しているのを目撃した。</p> <p>僚船Aの船長（以下「僚船A船長」という。）は、操業を終えて、定係地に向けて航行中、13時00分ごろ種田漁港西方沖に本船を目撃し、まだ、船長が操業を行っていると思った。</p> <p>僚船Bの船長（以下「僚船B船長」という。）は、13時20分ごろ定係地に船長の車が駐車していることを不審に思い、ふだんなら到着している時刻を過ぎても本船が戻っていないことに気付いた。</p> <p>僚船B船長は、本船が戻っていないことに不安を感じ、僚船A船長から本船を種田漁港西方沖で目撃したことを聞き、車で同漁港に向かった。</p> <p>僚船B船長は、種田漁港に到着し、13時35分ごろ同漁港西方沖に無人状態の本船を認め、所属している漁業協同組合担当者（以下「漁協担当者」という。）に連絡した。</p> <p>漁協担当者は、所属する僚船Cの船長（以下「僚船C船長」という。）らに本船の状況を確認するよう依頼した。</p> <p>僚船C船長は、本船に接近して確認したところ、次のことを認めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 甲板上に船長の姿が見当たらないこと。 ② A旗（潜水作業中を示す国際信号旗）が掲げられ、船外機が停止していること。 ③ 船首側及び船尾側から錨が入れられていること。 ④ 本船の右舷中央付近の船べりに結ばれたロープ（以下「本件ロープ」という。）にレギュレーター（空気圧力調整器）及びステンレス製の空気ボンベ（容量約12ℓ）が括られて海に浮かんでいること。 <p>（写真2 参照）</p>

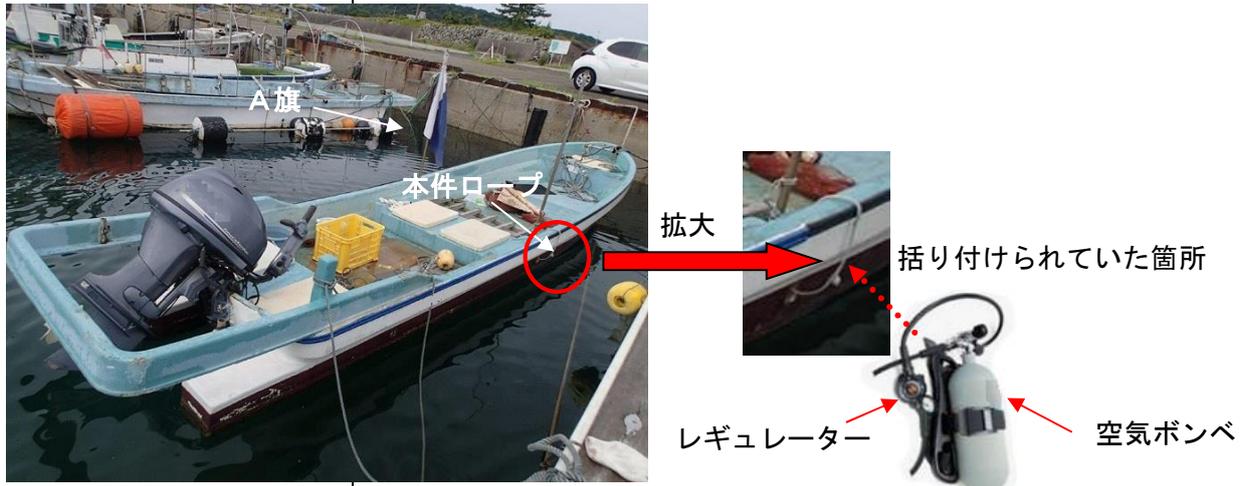


写真2 本船確認時の状況

僚船C船長は、漁協担当者に船長の行方が分からないことを連絡し、漁協担当者は、14時54分ごろ本事故の発生を118番通報した。

僚船Cの乗組員は、潜水器材を着用して水深約6mの海中を確認したところ、船長が着用していた「約8kgのウェイトベルト」（以下「本件ウェイトベルト」という。）が海底に落ちているのを見付けたが、船長は見付からなかった。

僚船C船長は、船長の捜索を開始し、国東市琵琶埼^{ひわ}北方沖を航行中、16時25分ごろ、仰向けの状態で浮遊している船長を発見したが、船べりが高くて船上に揚収することができなかった。このとき、船長に外傷は見受けられなかったものの、意識がなかった。

船長は、僚船C船長から連絡を受けた別の僚船に揚収され、竹田津^{たけだつ}漁港に搬送された。

船長は、竹田津漁港で待機していた救急隊員により社会死（医師の診断を仰ぐまでもなく、身体の状態から誰が見ても判断できる死）と判断された。その後、大学に搬送され、司法解剖の結果、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が12時ごろと検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

(1) 船長に関する情報

船長は、学校を卒業後、潜水器漁業に携わり、定係地を基地として本事故の約55年前から同漁業を行っていた。

船長は、ふだん、本船に家族を乗せ、操業を行っていたが、家族の足腰が弱くなったので、本事故の約2か月前に1人で乗り組むようになった。

船長は、大潮で潮流が強くなる日や時化の日を避け、月平均で約10日操業を行っていた。

船長の家族によれば、船長は、持病もなく健康状態は良好であった。

	<p>船長は、本事故当時、フード、マスク、厚さ約8mmのウエットスーツ、手袋、ブーツ、本件ウェイトベルト2本及びフィンを着用しており、発見時は、本件ウェイトベルト1本が着用されていなかったが、それ以外は全て着用していた。</p> <p>(2) 本船に関する情報</p> <p>本船の喫水は、船首が約0.05m、船尾が約0.20mであり、本船の乾舷（水面から船べりまでの高さ）は、約0.20mであった。</p> <p>(3) 潜水器漁業に関する情報</p> <p>漁業協同組合の潜水組合では、潜水器漁業の就業時間が08時00分～13時00分までとなっていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、ふだん、水深約6～7mの海域において、空気ポンベに充填された空気がなくなるまで潜水業を行っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、空気ポンベを3本用意して潜水業を行っており、本船確認時、甲板上にあった空気ポンベは、1本が使用済みであり、1本が未使用の状態であった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、ふだん、潜水業後、本船に上がる際、本件ロープにレギュレーターと空気ポンベを括り付けた後に、船体中央付近の船べりに向けて両足に着用したフィンをかいて勢いをつけ、腹ばいになって甲板に上がっていた。</p> <p>僚船A船長によれば、本事故後、漁獲物を入れた船長の網袋が本船確認場所付近の海中に設置されたたこつぼ漁の仕掛けに掛けられ、海底に本件ウェイトベルトが落ちているのが発見され、船長が急浮上した様子がうかがえるので、船長は、潜水業中、空気ポンベの空気がなくなり、本件ウェイトベルトを外して海面に急浮上し、意識を失うなどして甲板に上がりきれず落水し、溺水したのではないかと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、短時間で溺死した。</p> <p>船長は、次のことから、種田漁港西方沖で錨泊して潜水器漁業に従事中、12時ごろ溺水したと考えられる。</p> <p>(1) 本船確認場所で漁獲物を入れた網袋及び本件ウェイトベルトが発見されたこと。</p> <p>(2) 本件ロープにレギュレーターと空気ポンベが括り付けられていたこと。</p> <p>(3) 死因が短時間での溺死と検案されたこと。</p>

	<p>船長は、本件ロープにレギュレーターと空気ポンペを括り付けた後、甲板に上がろうとしたものの、甲板に上がりきれず落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、意識障害を生じるなどして甲板に上がりきれず落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的な情報が得られなかったことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(1) 船長は、ふだんから空気ポンペが充填された空気がなくなるまで潜水を行っていたこと。</p> <p>(2) 船長は、網袋を海中に置き、本件ウェイトベルトを外して急浮上した様子がうかがえること。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、種田漁港西方沖において、潜水器漁業に従事中、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、意識障害を生じるなどして甲板に上がりきれず落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的な情報も得られなかったことから、落水した状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水器漁業に従事する乗組員は、空気ポンペの空気量を常に確認し、空気量に余裕を持たせて浮上すること。 ・潜水器漁業に従事する乗組員は、緊急時に備え、2人以上で乗り組むことが望ましい。 ・1人で乗り組む小型船舶の船長は、落水に備えて梯子等を船内に備え置き、錨泊中などに常に設置しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

